

寄 付 行 為

学校法人溝部学園

一部省略

(役員報酬)

第 3 7 条 役員に対しては、無報酬とする

一部省略

附 則

一部省略

[2 6]平成 2 7 年 3 月 3 1 日子の寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 2 7 年 3 月 3 1 日）から施行する。

[2 7]令和 2 年 2 月 3 日文部科学大臣認可のこの寄付行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。